（その1）





収支報告書

令和元 年分
（ 開催分）

（ふりがな） ごとうしげゆきじおじりこうえんかい

1 政治団体の名称 後藤茂之塩尻後援会

2 主たる事務所の所在地 長野県塩尻市大門七番町5-12
中村ビル１Ｆ

3 代表者の氏名 都筑 文男

4 会計責任者の氏名 小林 勇郎

事務担当者の氏名 藤森 義貴

（電話） 0263-57-3370

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	後藤 茂之
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

元- K6

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	5,948,753
（前年からの繰越額）	948,753
（本年の収入額）	5,000,000
支　出　総　額	4,958,650
翌年への繰越額	990,103

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	5,000,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	5,000,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	5,000,000	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	藤信会	1,000,000	H31/1/25	東京都千代田区永田町2-2-1　衆議院第一議員会館７０４号室	後藤茂之	
2	藤信会	500,000	H31/3/28	東京都千代田区永田町2-2-1　衆議院第一議員会館７０４号室	後藤茂之	
3	藤信会	1,000,000	R1/6/28	東京都千代田区永田町2-2-1　衆議院第一議員会館７０４号室	後藤茂之	
4	藤信会	500,000	R1/8/23	東京都千代田区永田町2-2-1　衆議院第一議員会館７０４号室	後藤茂之	
5	藤信会	1,000,000	R1/10/25	東京都千代田区永田町2-2-1　衆議院第一議員会館７０４号室	後藤茂之	
6	藤信会	1,000,000	R1/12/25	東京都千代田区永田町2-2-1　衆議院第一議員会館７０４号室	後藤茂之	
	この頁の小計	5,000,000				
	その他の寄附	0				
	合　　計	5,000,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	3,136,500		
(2) 光熱水費	212,333		
(3) 備品・消耗品費	426,305		
(4) 事務所費	1,183,512		
小計	4,958,650	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	0	0	
合計	4,958,650		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	電気代	15,206	H31/1/18	中部電力（株）	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
2	電気代	14,772	H31/2/18	中部電力（株）	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
3	電気代	13,148	H31/3/18	中部電力（株）	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
4	電気代	12,452	H31/4/15	中部電力（株）	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
5	電気代	12,509	R1/5/20	中部電力（株）	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
6	電気代	12,197	R1/6/17	中部電力（株）	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
7						
8						
9						
10						
	この頁の小計	80,284				
	その他の支出	132,049				
	合計	212,333				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	コピー代	40,870	H31/1/25	富士ゼロックス長野（株）	長野市鶴賀七瀬中町161-1	
2	コピー代	27,941	R1/10/24	富士ゼロックス長野（株）	長野市七瀬中町161-1	
3	コピー機リース代	13,500	H31/1/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14　後楽森ビル	
4	コピー機リース代	13,500	H31/2/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14　後楽森ビル	
5	コピー機リース代	13,500	H31/3/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14　後楽森ビル	
6	コピー機リース代	13,500	H31/4/15	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14　後楽森ビル	
7	コピー機リース代	13,500	R1/5/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14　後楽森ビル	
8	コピー機リース代	13,500	R1/6/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14　後楽森ビル	
9	コピー機リース代	13,500	R1/7/16	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14　後楽森ビル	
10	コピー機リース代	13,500	R1/8/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14　後楽森ビル	
11	コピー機リース代	13,500	R1/9/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14　後楽森ビル	
12	コピー機リース代	27,000	R1/11/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14　後楽森ビル	
13	コピー機リース代	13,500	R1/12/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14　後楽森ビル	
	この頁の小計	230,811				
	その他の支出	195,494				
	合計	426,305				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	家賃2月分	70,000	H31/1/25	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
2	家賃3月分	70,000	H31/2/25	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
3	家賃4月分	70,000	H31/3/26	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
4	家賃5月分	70,000	H31/4/18	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
5	家賃6月分	70,000	R1/5/31	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
6	家賃7月分	70,000	R1/6/26	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
7	家賃8月分	70,000	R1/7/11	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
8	家賃9月分	70,000	R1/8/27	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
9	家賃10月分	70,000	R1/9/25	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
10	家賃11月分	70,000	R1/10/24	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
11	家賃12月分	70,000	R1/11/29	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
12	家賃1月分	70,000	R1/12/24	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
13	電話代	31,537	H31/2/14	ＮＴＴファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70	
14	切手代	46,330	R1/7/23	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	
15	切手代82×180通	14,760	R1/9/30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	
	この頁の小計	932,627				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
16	切手代	14,756	R1/10/4	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	
17	ハガキ代　200枚	12,600	R1/10/28	(有)立石薬局	塩尻市大門3－1－3	
18	政治資金監査	21,600	R1/6/25	小口税務会計事務所	岡谷市長地小萩一丁目16番31号	
	この頁の小計	48,956				
	その他の支出	201,929				
	合計	1,183,512				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☐　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年　5月　14日

政治団体の名称　後藤茂之塩尻後援会

会計責任者の氏名　小林　勇郎　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和　２年　５月１１日

後藤茂之塩尻後援会
　代表　都筑　文男　殿

登録政治資金監査人　小口敏高
登　録　番　号　第　２１７６　号
研修修了年月日　平成２１年５月２５日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、後藤茂之塩尻後援会の令和１年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、後藤茂之後援会（長野県諏訪市上川３丁目２２１２－１）の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

　なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

３　業務制限

後藤茂之塩尻後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、後藤茂之塩尻後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上